

## 秋田市河辺地域公共交通研究会設置規約

(平成20年4月21日部長決裁)

### (設置)

第1条 秋田市南部の河辺地域（以下「秋田市河辺地域」という。）における公共交通の確保について、利便性や効率性の観点から、その運行形態等について協議・検討するため、秋田市河辺地域公共交通研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 研究会は、次の事務を所掌する。

- (1) 秋田市河辺地域における公共交通の運行形態等について、意見交換や協議・検討を行うこと
- (2) その他研究会の目的を達成するために必要なこと

### (組織)

第3条 研究会は、関係自治会、福祉関係団体、教育関係団体、商工関係団体、利用者、地域審議会、運輸関係団体、行政等から選任された委員をもって組織する。

2 委員の数は、18人以内とする。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。  
ただし、再任は妨げない。

### (会長等)

第4条 研究会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、研究会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 研究会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 研究会の事務局は、都市整備部都市計画課交通政策室に置く。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年4月21日から施行する。